

南股地区振興会だより181号

～ご近所の力「自助、近所（助）、公助」～

■編集発行 南股地区振興会 ■Eメール minamimatatt@yahoo.co.jp 令和6年1月25日(木)

■連絡先〒029-4483奥州市衣川沼野38-9南股地区センター内☎0197-52-3644FAX0197-34-1310

タカトヨ移動販売

1月16日（火）南股地区内へタカトヨの移動販売がやってきました。

餅転をスタートして、大原公民館、南股地区センター、増味公民館と4ヶ所の販売場所となり試験的に回って見ました。

買い物弱者の強い味方移動販売ですが、お肉やお魚、野菜に果物、お菓子やパンなど陳列され、「沢山あって迷うけど、自分の目で見て買い物ができるのが楽しい！」との声もありました。

「今度はいつ来るの?」「毎週来て欲しいね」などの声が聞こえていました。

【今後の予定は、3月までは、1週置きの火曜日午後1時～3時に回る予定です。】



出張講談



1月18日（木）河内のぞみ館にて「萩の会」主催の出張講談が開催されました。

出演は衣川青凜会の南股太郎水樹さん演目は黒滝温泉物語、神楽の宏さん、演目は義経のお話し、萩刈り唄、詩吟と盛りだくさんでした。



宏さんの萩刈り唄は最高！



大原子供会行事

1月11日南股地区センターで、プロペラ飛行機作りをしました。竹ひごを曲げたりプロペラをくみだて、翼を付けたり、キリ



で穴をあけるなど、大変な作業がありましたが、大人の人達に、手をかりて仕上げる事が出来ました。

お昼にはお母さんたちが作ってくれたカレーライスを食べ、Vサインが出ていました。

大原クリスマス会

十二月二十五日(月)大原遊楽館で大原クリスマス会が開催されました。子供たちと、地域の方々で、ビンゴゲームで大盛り上がり!!楽しい賞品ゲットしました。



★子供サンタから★ ★メリークリスマス★

十二月二十四日(日)、増味自治会では、一人暮らしの高齢者へ子供サンタがクリスマスプレゼントのお弁当を届けました。子供サンタさんもお褒めのケーキでメリークリスマス!!



子供サンタからプレゼント



令和五年度奥州市歳づくり活動助成

令和6年能登半島地震に係る災害義援金の受付について

令和6年(2024)1月に発生した能登地方を震源とする地震で被災された方々を支援するため、石川県では令和6年(2024)1月4日(木曜日)から令和6年(2024)12月27日(金曜日)の間、義援金を受け付けています。

(1) 銀行口座

| 口座名義 | 銀行名 | 口座番号 |
|--------------------------------|------------------|-------------|
| イシカワケンレイワロクネンノトハントウジンサイガイギエンキン | ホッコクギンコウケンチャウシテン | |
| 石川県令和6年能登半島地震災害義援金 | 北國銀行 県庁支店 | 普通預金0028593 |

- ・北國銀行各支店の窓口、ATM、インターネットバンキングでの振込・振替は、手数料が免除されます。
- ・全国地方銀行協会加盟金融機関の窓口での振り込み・振替は手数料が免除されますが、ATM、インターネットバンキングでの振込・振替は手数料がかかりますのでご注意ください。
- ・上記以外の金融機関からの振込・振替は、手数料がかかりますのでご注意ください。

(2) ゆうちょ銀行及び郵便局

| 加入者名 | 口座番号 |
|--------------------------------|----------------|
| イシカワケンレイワロクネンノトハントウジンサイガイギエンキン | |
| 石川県令和6年能登半島地震災害義援金 | 00100-8-452361 |

- ・ATM、インターネットバンキングでの振込・振替は手数料がかかりますのでご注意ください。

※南股簡易郵便局から振り込めます(手数料なし)

◆お問い合わせ◆

所属課: [出納室出納担当](#)

石川県金沢市鞍月1丁目1番地 電話番号: 076-225-1556 FAX番号: 076-225-1561



災害義援金

野焼きはだめです✖

「野焼き」の例外に該当する焼却であっても、処分や指導の対象になることがあります。

【罰則規定】

「生活環境の保全上著しく支障を生じる焼却」は行政処分、行政指導の対象となり、行為者は5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金またはその両方(法人は3億円以下の罰金)に処される場合があります。

野外焼却に関する規制の強化について

平成13年4月1日から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律より野外焼却は原則として禁止されています。

例外として野外焼却が認められるもの 図の場合であっても次のものは焼却禁止です。

- 法令に基づく焼却
- 農林漁業のためのやむを得ない焼却
- 森林保護のためのやむを得ない焼却
- 学校教育等のための焼却
- 農ら置の燃焼その他の燃焼の制限

「野焼き」の例外に該当する焼却であっても、周辺住民から苦情が寄せられる場合は、処分や指導の対象になります。

【罰則規定】
「生活環境の保全上著しく支障を生じる焼却」は行政処分、行政指導の対象となり、行為者は5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金又はその両方(法人は3億円以下の罰金)に処される場合があります。

お問い合わせ: 若手県南広域振興局 保健福祉環境部環境衛生課 Tel. 0197-48-2422